

仙気観仕第2号

石巻特別地域気象観測所
風向風速計点検等作業
仕様書

令和6年度
仙台管区气象台

I 一般的事項

1 件名

石巻特別地域気象観測所風向風速計点検等作業

2 目的

石巻特別地域気象観測所において、風観測機器の機能等を良好な状態に維持するため、風向風速計及び防氷装置について定期的な点検等を行う。

3 作業概要

風向風速計の清掃及び点検並びに防氷装置のフィルタ交換及び点検を行う。

4 履行場所

宮城県石巻市泉町4-1-18

石巻特別地域気象観測所 石巻合同庁舎屋上（地上高28.4メートル）

5 実施予定時期

実施時期	風向風速計清掃 及び点検	防氷装置フィルタ交換 及び点検
第1期（5月～6月）	○	—
第2期（7月～9月）	○	—
第3期（10月～12月）	○	○
第4期（1月～3月）	○	—

○：実施

6 履行完了期限

令和7年3月21日（金）

7 監督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

8 検査

発注者は給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

9 提出書類

1回の作業完了毎に以下の書類を提出すること。

- (1) 作業日報 1部（別紙1）
- (2) 写真データ及び写真集 1部（電子ファイル）

写真データは JPEG 形式とする。

写真集は A4 判とし、各写真には説明を付すこと。形式は PDF 形式または、Microsoft Office 形式とする。

写真データ及び写真集を提出するメディアは CD-R または DVD-R とする。

10 連絡及び指示事項

- (1) 作業日時については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- (2) 受注者は、写真撮影のためのカメラを用意すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に疑義を生じた場合は監督職員と十分協議しその指示に従うこと。
- (4) 機器の不具合を覚知した際には監督職員と協議し可能な範囲で修復すること。
- (5) 本件を実施するにあたり、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

II 仕様

1 作業内容

作業に先立ち、監督職員から注意事項等の説明を受け作業を行うこと。不明な点については、作業前、作業中にかかわらずその都度確認すること。

なお、交換する防氷装置フィルタ、防氷装置点検に必要な冷却スプレーは発注者が準備する。

(1) 風向風速計清掃及び点検

- ア 風向風速計に傷等が無い目視により外観を確認する。異常箇所等があった場合は写真撮影する。
- イ 風向風速計を布等で清掃する。
- ウ 接続コネクタ部分を確認し、防水処理が十分でない場合は防水処理を施すこと。
- エ 風向風速計の取付金具の方位を確認する。
- オ 風向風速計の観測データ（信号）が正常であることを確認するため、監督職員の指示により風向及び風速の手動回転及び停止の試験を行う。
- カ 作業終了後に各表示板・取付部・コネクタ部及び全体、風向風速計を中心とした8方位の写真撮影を行う。

(2) 防氷装置フィルタ交換及び点検

- ア 防氷装置からフィルタトレイを取り出し、フィルタを交換する。フィルタトレイは取り出しの際落下しやすい構造となっているため、落下させないように十分に注意を払うこと。
- イ 防氷装置の温度センサに冷却スプレーを吹き付けて、防氷装置が動作することを確認する。

2 指示事項

- (1) 作業に当たっては関連法令を遵守し、安全を確保すること。
- (2) 交換のため風向風速計を上げ下ろしする際は、破損しないよう緩衝材等で保護すること。
- (3) 接続コネクタの防水処理については監督職員が別途指示する。
- (4) 本作業において、既設物に損傷を与えた場合は受注者の責において原形に復すること。

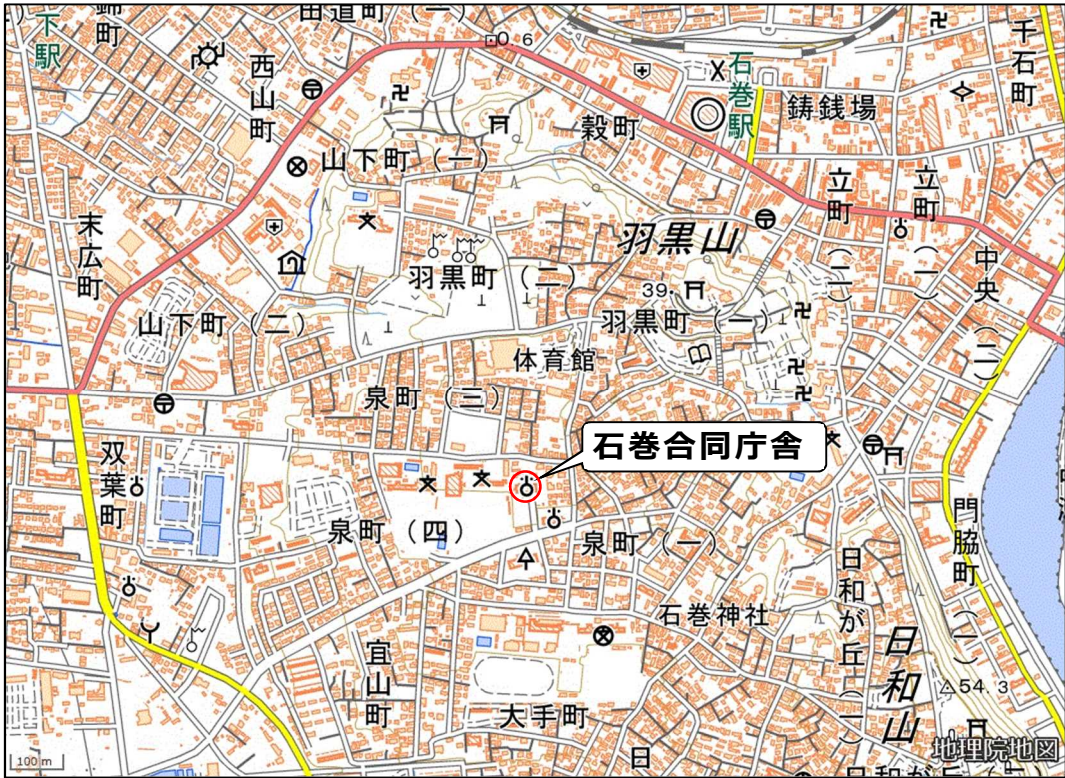


図 1 履行場所位置図

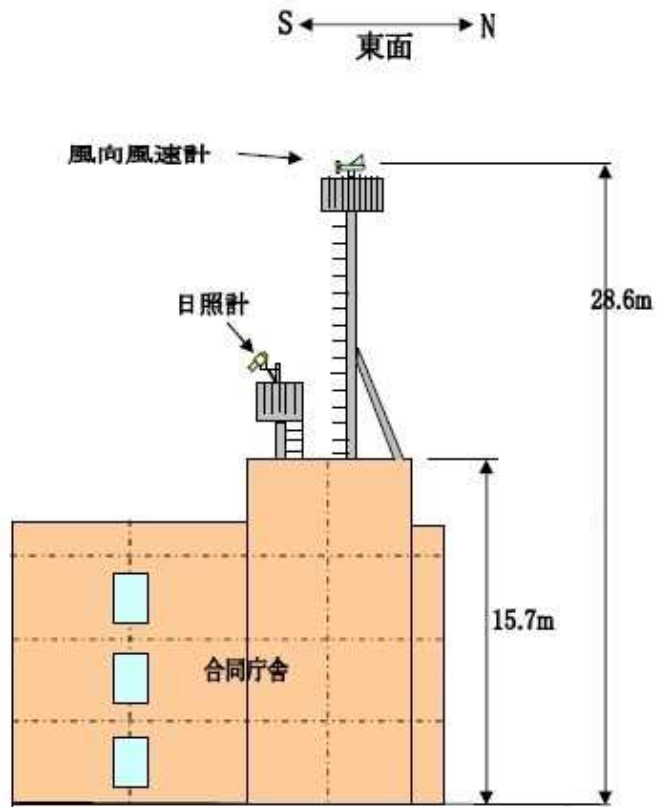


図 2 石巻合同庁舎概略立面図

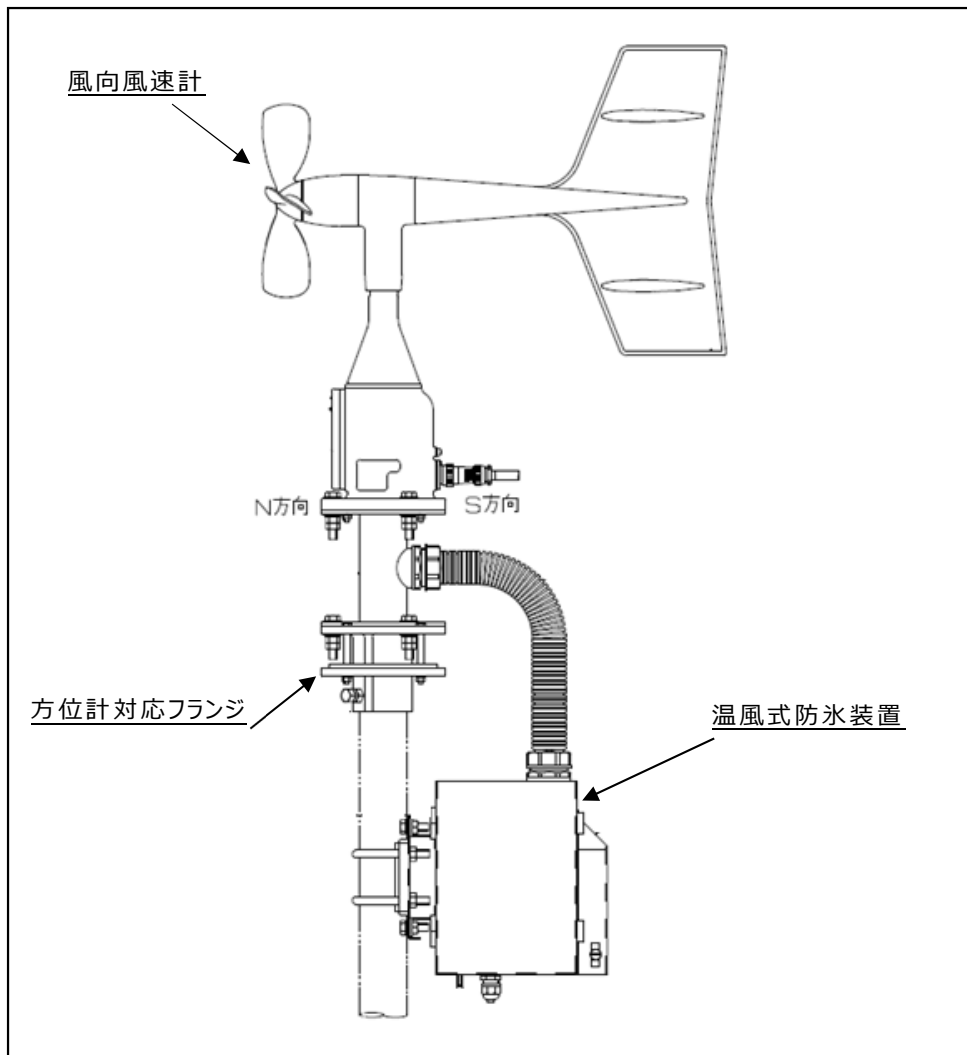


図 3 風向風速計外観図

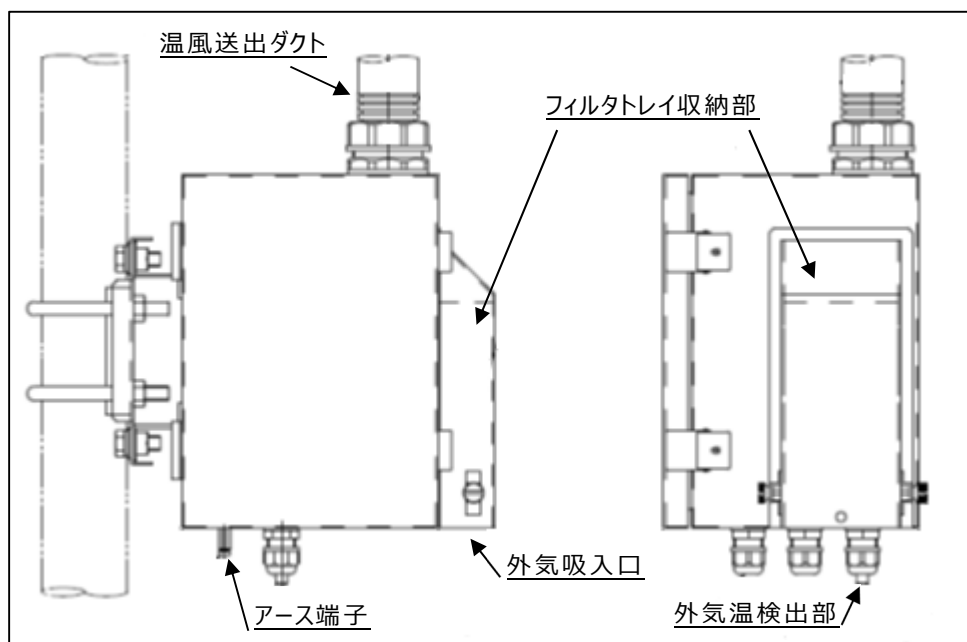


図 4 防水装置外観図

作業日報

令和	年	月	日	曜日	天候			
契約件名	石巻特別地域気象観測所 風向風速計点検作業			会社名等				
作業時間	時 分～ 時 分			作業責任者				
作業場所				作業人員	技術者 名	工 数	技術者 人時	進捗率 %
					労務者 名		労務者 人時	
会社名・所属等		氏 名		会社名・所属等		氏 名		
作業内容								
打ち合わせ事項								
材料等の搬入状況								
翌日の予定								

- 注 1 用紙の寸法は日本産業規格A列4とすること。
- 2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。